

秋田都市計画公園の変更（秋田市決定）

1. 都市計画公園中2・2・1号保戸野街区公園ほか3公園を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
街区公園	2・2・1	保戸野街区公園	秋田市保戸野八丁	約0.12ha	
街区公園	2・2・23	感恩講街区公園	秋田市大町六丁目	約0.12ha	
街区公園	2・2・28	檜山末無町街区公園	秋田市檜山本町	約0.44ha	
街区公園	2・2・29	愛宕下街区公園	秋田市檜山愛宕下	約0.35ha	

「区域は計画図表示のとおり」

2. 都市計画公園中2・2・2号金砂神社街区公園、2・2・3号中島街区公園、2・2・8号旭北街区公園、2・2・9号保戸野境第1街区公園、2・2・10号山王田街区公園、2・2・11号西法寺街区公園、2・2・19号檜山宮田運動公園、2・2・20号檜山寺小路街区公園、2・2・22号四十間堀川反街区公園、2・2・24号旭南街区公園、2・2・25号川口新町街区公園、2・2・26号追廻街区公園、2・2・27号加賀谷街区公園、2・2・30号百石橋街区公園、2・2・31号金照寺山ノ下街区公園、2・2・34号柳原新田第2街区公園、2・2・39号柳原新田第5街区公園、2・2・40号牛島第4街区公園、2・2・55号川尻総社前街区公園、2・2・64号八橋戌川原街区公園、2・2・65号下八橋街区公園および3・3・13号油田近隣公園を廃止する。

理由

人口減少や少子高齢化等の社会経済情勢の変化を踏まえ、必要性、代替性、実現性や地域の状況などを考慮し検討した結果、次のとおり変更を行う。

2・2・1号保戸野街区公園、2・2・23号感恩講街区公園、2・2・28号檜山末無町街区公園および2・2・29号愛宕下街区公園については、それぞれ都市計画決定された区域の一部が開設されており、開設区域において公園に求められる機能が一定程度充足していることや公園の充足状況から、未開設区域の計画を廃止し、区域および面積を変更する。

2・2・2号金砂神社街区公園、2・2・3号中島街区公園、2・2・8号旭北街区公園、2・2・9号保戸野境第1街区公園、2・2・10号山王田街区公園、2・2・11号西法寺街区公園、2・2・19号檜山宮田運動公園、2・2・20号檜山寺小路街区公園、2・2・22号四十間堀川反街区公園、2・2・24号旭南街区公園、2・2・25号川口新町街区公園、2・2・26号追廻街区公園、2・2・27号加賀谷街区公園、2・2・30号百石橋街区公園、2・2・31号金照寺山ノ下街区公園、2・2・34号柳原新田第2街区公園、2・2・39号柳原新田第5街区公園、2・2・40号牛島第4街区公園、2・2・55号川尻総社前街区公園、2・2・64号八橋戌川原街区公園、2・2・65号下八橋街区公園および3・3・13号油田近隣公園については、それぞれ都市計画決定された区域の全域が未開設となっているが、周辺の代替施設により公園に求められる機能が一定程度充足していることから、計画を廃止する。

秋田都市計画公園の変更（秋田市決定） 新旧対照表

（変更前）

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
街区公園	2・2・1	保戸野街区公園	秋田市保戸野八丁	約0.23ha	
街区公園	2・2・2	金砂神社街区公園	秋田市保戸野金砂町	約0.10ha	
街区公園	2・2・3	中島街区公園	秋田市千秋中島町	約0.10ha	
街区公園	2・2・8	旭北街区公園	秋田市大町二丁目	約0.01ha	
街区公園	2・2・9	保戸野境第1街区公園	秋田市旭北栄町	約0.17ha	
街区公園	2・2・10	山王田街区公園	秋田市旭北錦町	約0.23ha	
街区公園	2・2・11	西法寺街区公園	秋田市大町三丁目	約0.19ha	
街区公園	2・2・19	檜山宮田運動公園	秋田市南通宮田	約0.96ha	
街区公園	2・2・20	檜山寺小路街区公園	秋田市檜山寺小路	約0.28ha	
街区公園	2・2・22	四十間堀川反街区公園	秋田市大町六丁目	約0.28ha	
街区公園	2・2・23	感恩講街区公園	秋田市大町六丁目	約0.15ha	
街区公園	2・2・24	旭南街区公園	秋田市旭南一丁目	約0.07ha	
街区公園	2・2・25	川口新町街区公園	秋田市旭南三丁目	約0.18ha	
街区公園	2・2・26	追廻街区公園	秋田市檜山御鳥町	約0.09ha	
街区公園	2・2・27	加賀谷街区公園	秋田市檜山共和町	約0.15ha	
街区公園	2・2・28	檜山末無町街区公園	秋田市檜山本町	約0.90ha	
街区公園	2・2・29	愛宕下街区公園	秋田市檜山愛宕下	約0.81ha	
街区公園	2・2・30	百石橋街区公園	秋田市檜山寺小路	約0.02ha	
街区公園	2・2・31	金照寺山ノ下街区公園	秋田市檜山金照町	約0.05ha	
街区公園	2・2・34	柳原新田第2街区公園	秋田市茨島二丁目	約0.16ha	
街区公園	2・2・39	柳原新田第5街区公園	秋田市茨島二丁目	約0.24ha	
街区公園	2・2・40	牛島第4街区公園	秋田市茨島六丁目	約0.16ha	
街区公園	2・2・55	川尻総社前街区公園	秋田市川元むつみ町	約0.23ha	
街区公園	2・2・64	八橋戌川原街区公園	秋田市八橋字戌川原	約0.31ha	
街区公園	2・2・65	下八橋街区公園	秋田市八橋字下八橋	約0.21ha	
近隣公園	3・3・13	油田近隣公園	秋田市八橋大沼町	約2.1ha	

（変更後）

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
街区公園	2・2・1	保戸野街区公園	秋田市保戸野八丁	約0.12ha	
街区公園	2・2・23	感恩講街区公園	秋田市大町六丁目	約0.12ha	
街区公園	2・2・28	檜山末無町街区公園	秋田市檜山本町	約0.44ha	
街区公園	2・2・29	愛宕下街区公園	秋田市檜山愛宕下	約0.35ha	

変更理由書

本市における公園は、高度経済成長期に人口増加や経済の発展等を前提として、児童の遊び場や量の確保を目的に都市計画決定し、順次整備が進められてきた。このことにより、本市の市民一人当たり都市公園面積は、条例に定める標準の2倍以上を確保しており、充足している状況にある。

一方、都市計画決定した住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）241箇所のうち、82箇所が未開設（一部未開設も含む）となっている。その大半が計画決定から60年以上経過し、長期にわたり都市計画法第53条による建物の構造や階数に制限が課せられている。これら未開設公園については、人口減少・少子高齢化の進行などの社会経済情勢の変化により、公園周辺の地域の状況や都市計画決定当初に期待されていた役割・機能に変化が生じてきている。

このような状況を踏まえ、本市の都市計画の基本方針である「第7次秋田市総合都市計画（令和3年6月策定）」において、長期未着手の都市計画公園について、多核集約型コンパクトシティの実現を前提に必要性と実現性を再検証し、「存続」「変更」「廃止」の方向性を決定し、必要に応じて見直しを行うこととしている。この方針に基づき、未開設の都市計画公園（住区基幹公園）について、見直し検討を行い、令和6年6月に検討結果をまとめた「秋田市都市計画公園見直し基本方針（案）」を策定したところである。基本方針では、変更候補15公園、廃止候補65公園を見直し候補公園に位置付けている。

今回は、この基本方針に基づき、変更候補4公園、廃止候補22公園について変更を行うものである。

【計画を変更（面積縮小）する公園】

2・2・1号保戸野街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっている。

当該公園は、都市計画決定された面積約0.23haのうち、現在約0.12haが開設されているが、残りは未開設となっている。

本市の市民一人当たりの都市公園面積が標準の2倍以上を確保している状況を踏まえ、開設区域において公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、未開設区域の計画を廃止し、区域および面積を変更する。

2・2・23号感恩講街区公園は、市街地における児童の健全な遊び場を確保するため昭和51年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっている。

当該公園は、都市計画決定された面積約0.15haのうち、現在約0.12haが開設されているが、残りは未開設となっている。

本市の市民一人当たりの都市公園面積が標準の2倍以上を確保している状況を踏まえ、開設区域において公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、未開設区域の計画を廃止し、区域および面積を変更する。

2・2・28号檜山末無町街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっている。

当該公園は、都市計画決定された面積約0.90haのうち、現在約0.44haが開設されているが、残りは未開設となっている。

本市の市民一人当たりの都市公園面積が標準の2倍以上を確保している状況を踏まえ、開設区域において公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、未開設区域の計画を廃止し、区域および面積を変更する。

2・2・29号愛宕下街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっている。

当該公園は、都市計画決定された面積約0.81haのうち、現在約0.35haが開設されているが、残りは未開設となっている。

本市の市民一人当たりの都市公園面積が標準の2倍以上を確保している状況を踏まえ、開設区域において公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、未開設区域の計画を廃止し、区域および面積を変更する。

【計画を廃止する公園】

2・2・2号金砂神社街区公園は、都市公園の均等的な配置を目的に昭和42年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.10haの区域の全域が未開設となっている。

計画地は寺社の境内地となっていることに加え、周辺には街区公園や学校（指定避難所）があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・3号中島街区公園は、都市公園の均等的な配置を目的に昭和42年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.10haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には千秋公園や学校（指定避難所）があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・8号旭北街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.01haの区域の全域が未開設となっている。

計画地は寺社の境内地となっていることに加え、周辺には街区公園や寺社があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・9号保戸野境第1街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.17haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には街区公園や寺社があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・10号山王田街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.23haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には学校（指定避難所）や寺社があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・11号西法寺街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.19haの区域の全域が未開設となっている。

計画地は寺社の境内地となっていることに加え、周辺には街区公園やコミュニティセンター、寺社があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・19号檜山宮田運動公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.96haの区域の全域が未開設となっている。

計画地は秋田南中学校のグラウンドとして利用されていることに加え、周辺には児童遊園地や学校（指定避難所）があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・20号檜山寺小路街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.28haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には児童遊園地や学校（指定避難所）、寺社があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・22号四十間堀川反街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.28haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には街区公園や緑地、コミュニティセンターがあり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・24号旭南街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.07haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺にはコミュニティセンターや学校（指定避難所）、寺社があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・25号川口新町街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.18haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺にはコミュニティセンターや運動施設があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・26号追廻街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.09haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には街区公園や寺社があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・27号加賀谷街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.15haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には街区公園や寺社があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・30号百石橋街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現

在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.02haの区域の全域が未開設となっている。

計画地は寺社の境内地となっていることに加え、周辺には児童遊園地や学校（指定避難所）、寺社があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・31号金照寺山ノ下街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.05haの区域の全域が未開設となっている。

計画地は寺社の境内地となっていることに加え、周辺には児童遊園地や寺社があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・34号柳原新田第2街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.16haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には児童遊園地やコミュニティセンター、運動施設があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・39号柳原新田第5街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.24haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には多数の児童遊園地があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・40号牛島第4街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.16haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には街区公園や緑地、児童遊園地があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・55号川尻総社前街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決

議案第1号

定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.23haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には街区公園や寺社があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・64号八橋戌川原街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.31haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には八橋運動公園や児童遊園地、運動施設があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・65号下八橋街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.21haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には児童遊園地やコミュニティセンター、寺社があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

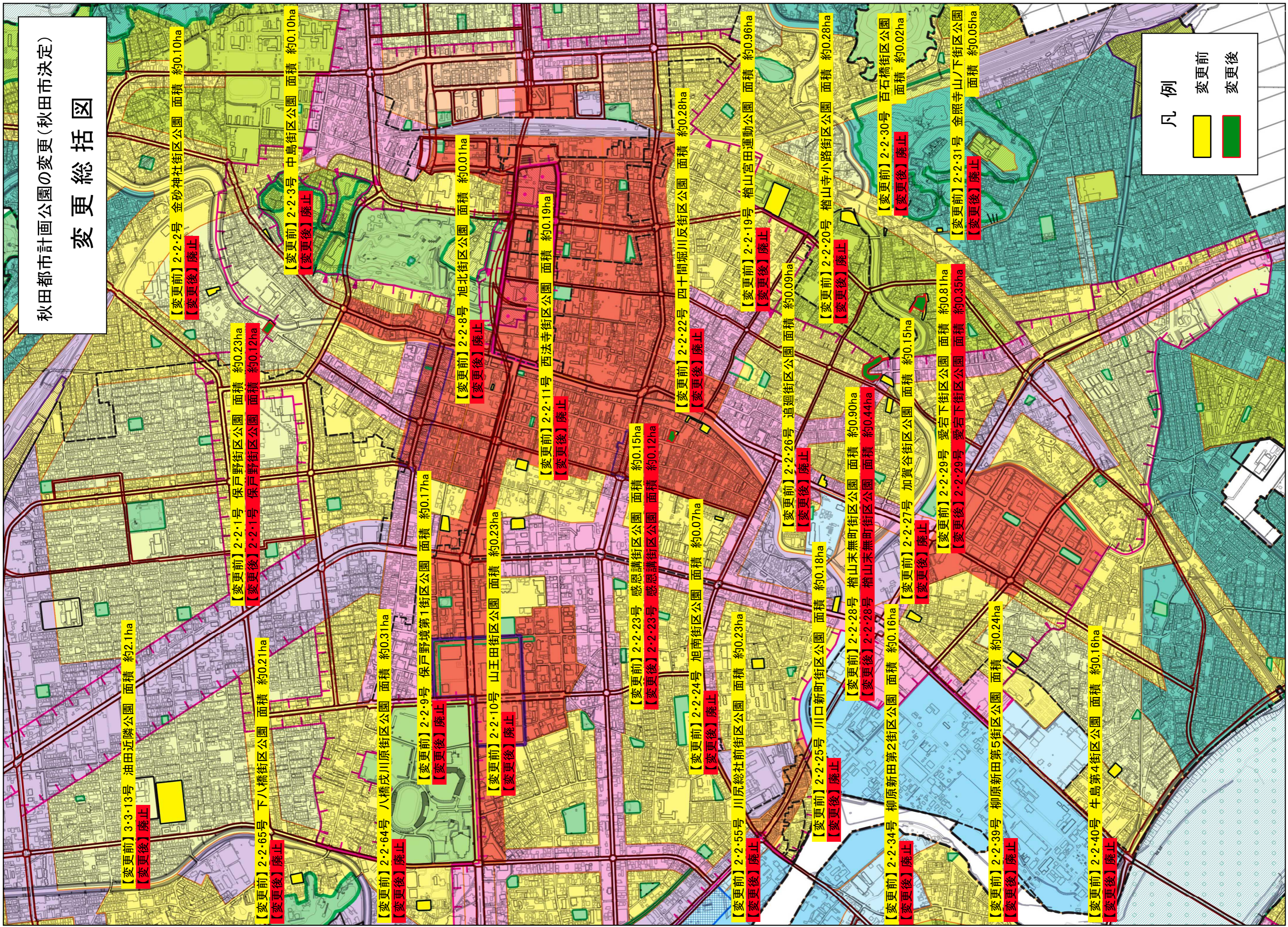
以上の理由から、計画を廃止する。

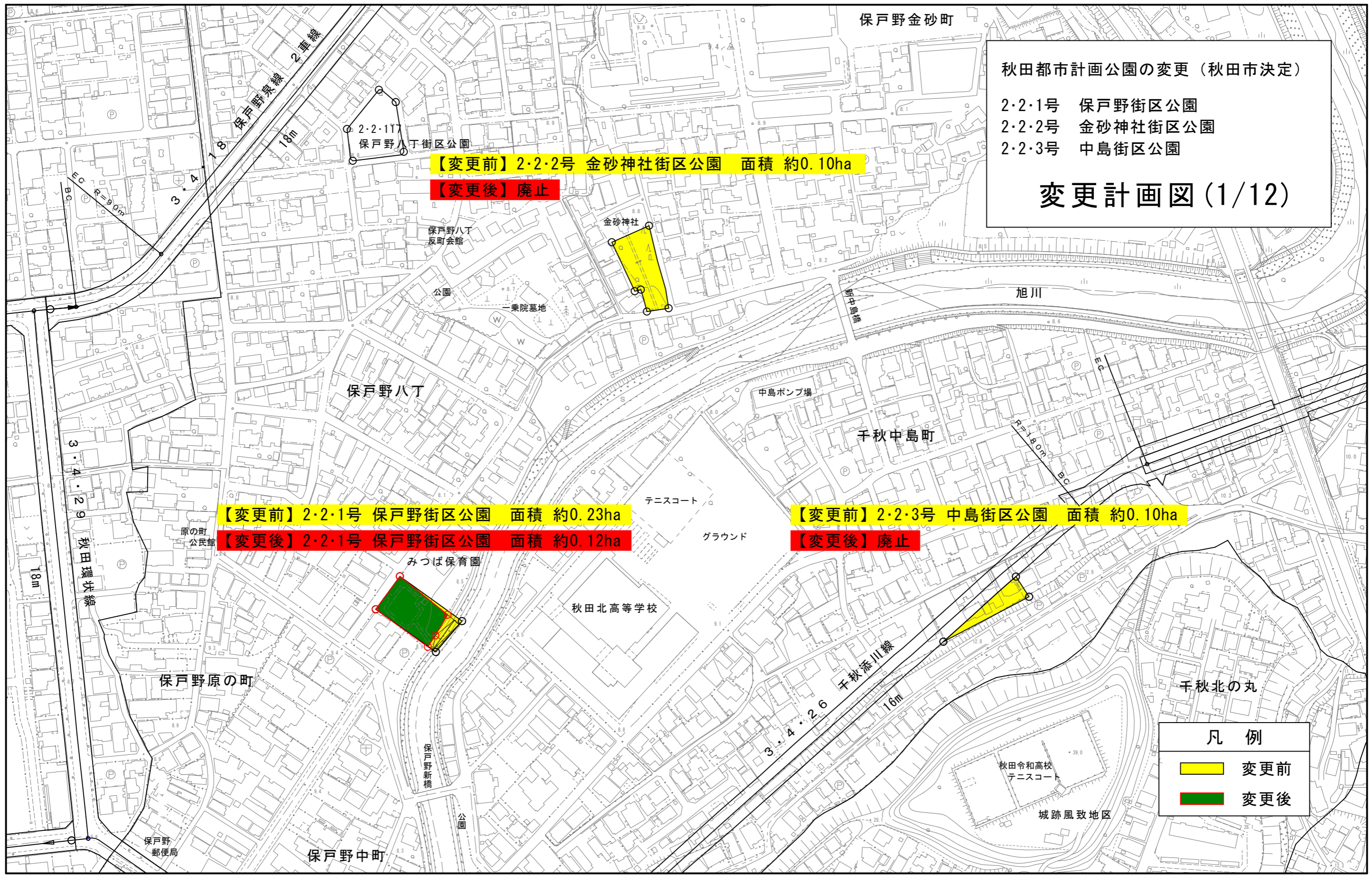
3・3・13号油田近隣公園は、都市公園の均等的な配置を目的に昭和42年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約2.1haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には街区公園や学校（指定避難所）があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

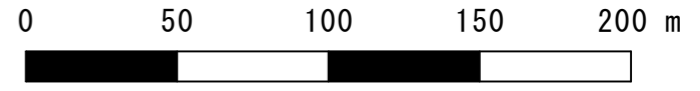
以上の理由から、計画を廃止する。

秋田都市計画公園の変更(秋田市決定) 変更総括図





SCALE 1:2,500





秋田都市計画公園の変更（秋田市決定）

2・2・22号 四十間堀川反街区公園
 2・2・23号 感恩講街区公園
 2・2・24号 旭南街区公園

変更計画図 (2/12)

【変更前】2・2・23号 感恩講街区公園 面積 約0.15ha

【変更後】2・2・23号 感恩講街区公園 面積 約0.12ha

【変更前】2・2・22号 四十間堀川反街区公園 面積 約0.28ha

【変更後】廃止

【変更前】2・2・24号 旭南街区公園 面積 約0.07ha

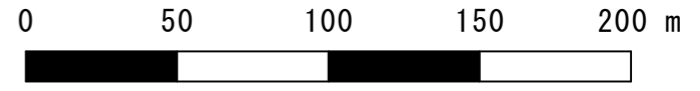
【変更後】廃止

凡例

■ 変更前

■ 変更後

SCALE 1:2,500



秋田都市計画公園の変更（秋田市決定）

2・2・26号 追廻街区公園
 2・2・27号 加賀谷街区公園
 2・2・28号 榎山末無町街区公園

変更計画図 (3/12)

【変更前】2・2・26号 追廻街区公園 面積 約0.09ha

【変更後】廃止



【変更前】2・2・28号 榎山末無町街区公園 面積 約0.90ha

【変更後】2・2・28号 榎山末無町街区公園 面積 約0.44ha

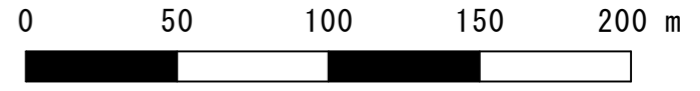
【変更前】2・2・27号 加賀谷街区公園 面積 約0.15ha

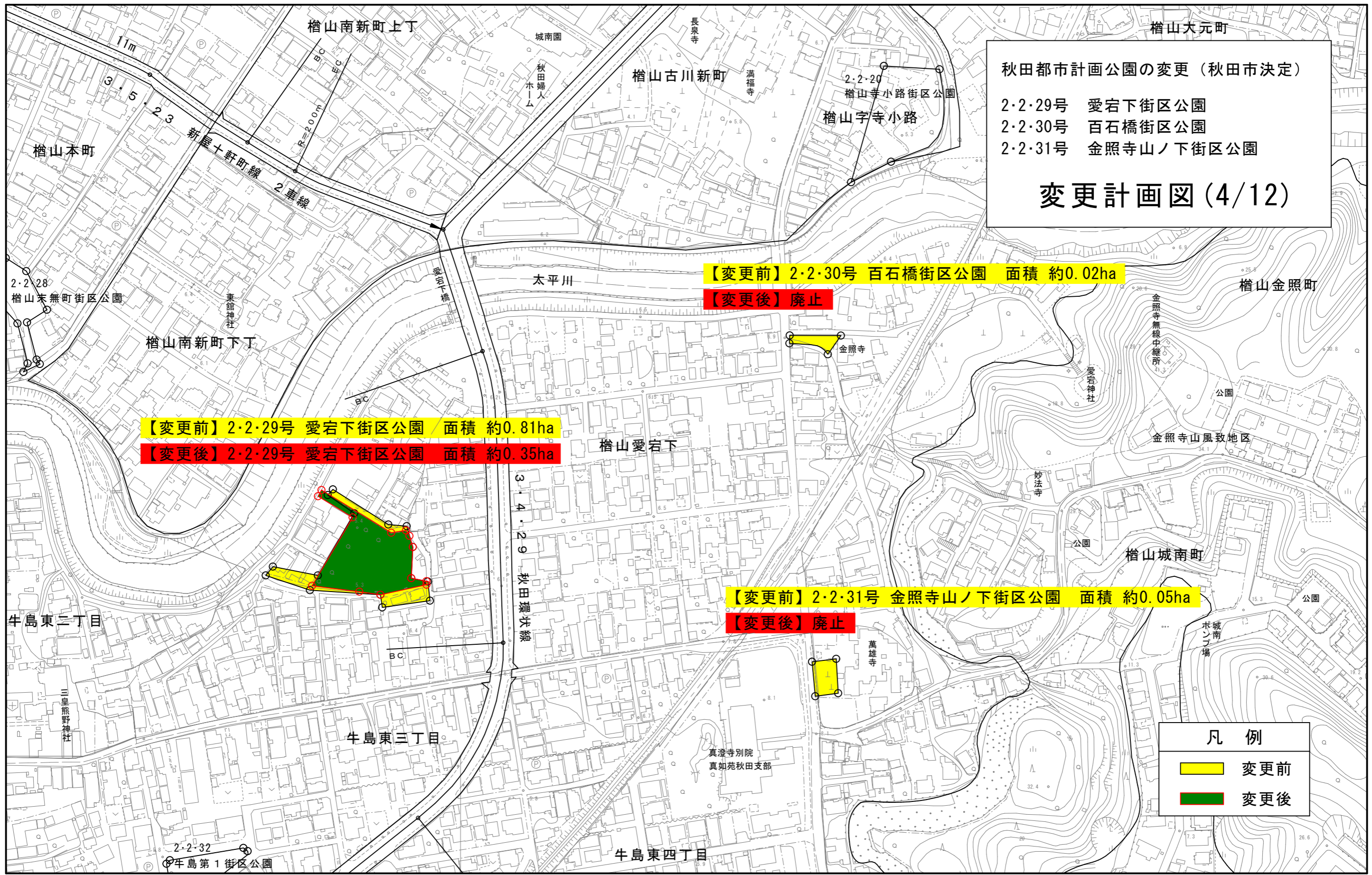
【変更後】廃止

凡例

	変更前
	変更後

SCALE 1:2,500





秋田都市計画公園の変更（秋田市決定）

2-2-29号 愛宕下街区公園
 2-2-30号 百石橋街区公園
 2-2-31号 金照寺山ノ下街区公園

変更計画図(4/12)

【変更前】2-2-30号 百石橋街区公園 面積 約0.02ha

【変更後】廃止

【変更前】2-2-29号 愛宕下街区公園 面積 約0.81ha

【変更後】2-2-29号 愛宕下街区公園 面積 約0.35ha

【変更前】2-2-31号 金照寺山ノ下街区公園 面積 約0.05ha

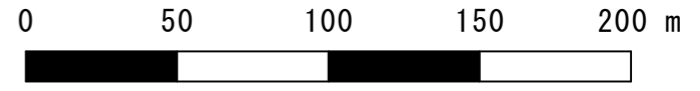
【変更後】廃止

凡例

■ 変更前

■ 変更後

SCALE 1:2,500



秋田都市計画公園の変更（秋田市決定）

2・2・8号 旭北街区公園
 2・2・9号 保戸野境第1街区公園
 2・2・10号 山王田街区公園
 2・2・11号 西法寺街区公園

変更計画図 (5/12)

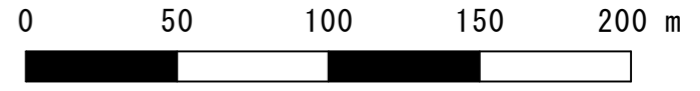


凡例

■ 変更前 (Yellow)

■ 変更後 (Green)

SCALE 1:2,500



秋田都市計画公園の変更（秋田市決定）
 2・2・25号 川口新町街区公園
 2・2・55号 川尻総社前街区公園

変更計画図(7/12)



【変更前】2・2・55号 川尻総社前街区公園 面積 約0.23ha

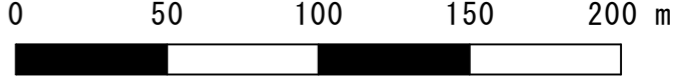
【変更後】廃止

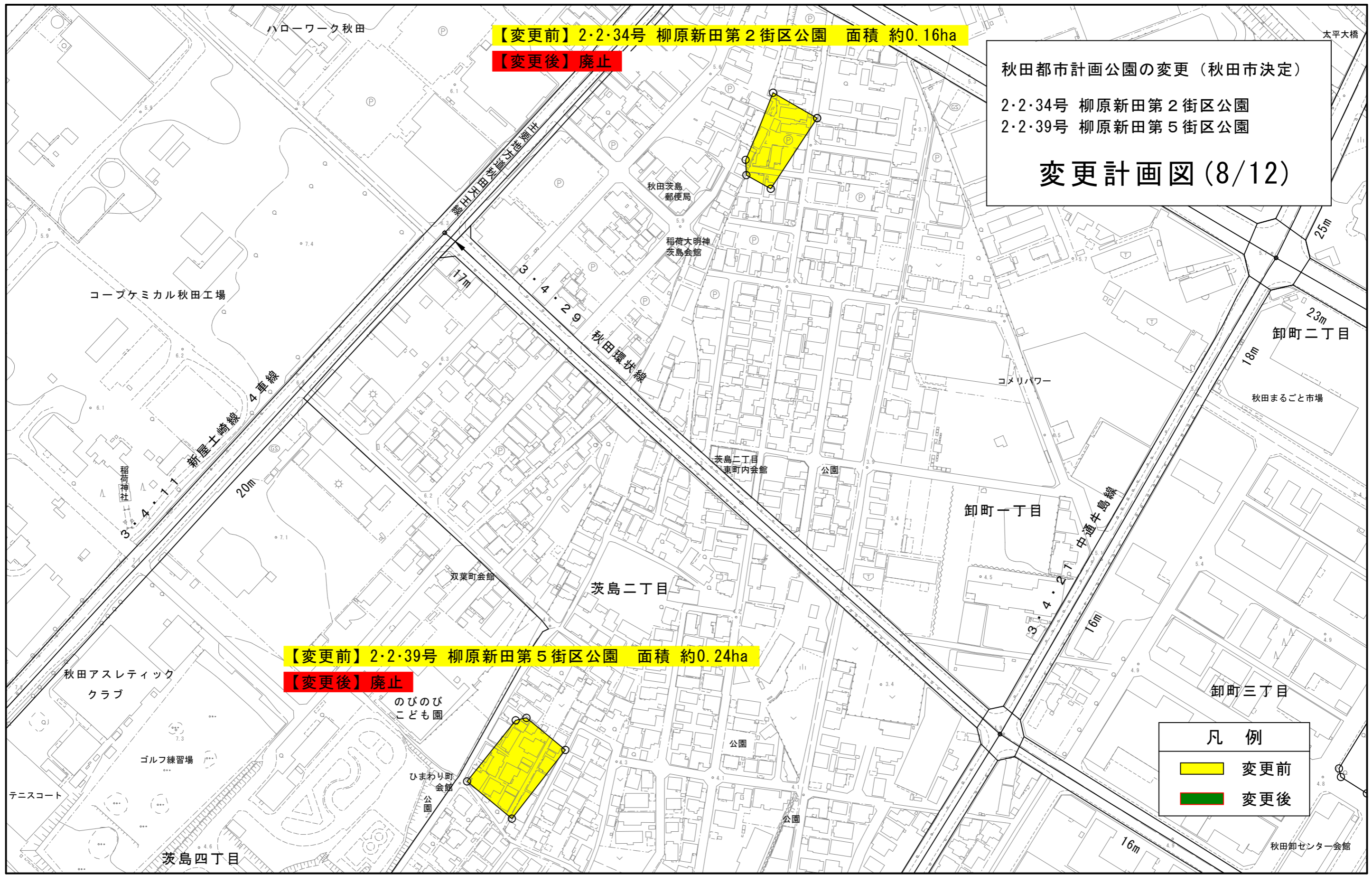
【変更前】2・2・25号 川口新町街区公園 面積 約0.18ha

【変更後】廃止

凡例	
	変更前
	変更後

SCALE 1:2,500





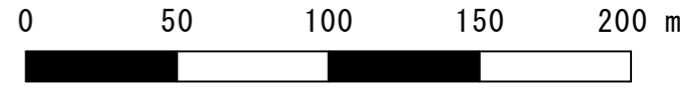
【変更前】2・2・34号 柳原新田第2街区公園 面積 約0.16ha
 【変更後】廃止

秋田都市計画公園の変更（秋田市決定）
 2・2・34号 柳原新田第2街区公園
 2・2・39号 柳原新田第5街区公園
変更計画図（8/12）

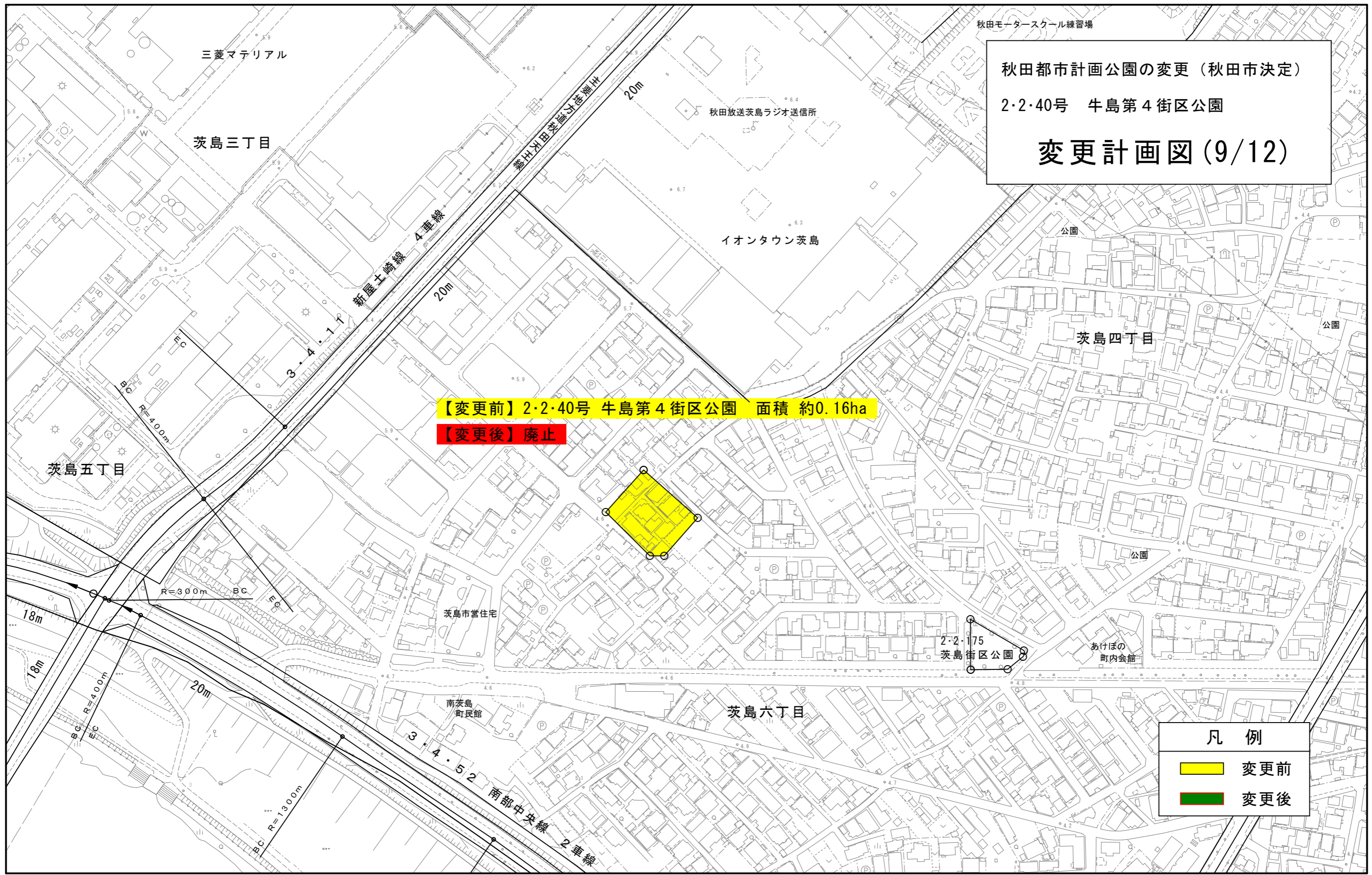
【変更前】2・2・39号 柳原新田第5街区公園 面積 約0.24ha
 【変更後】廃止

凡例
 ■ 変更前
 ■ 変更後

SCALE 1:2,500



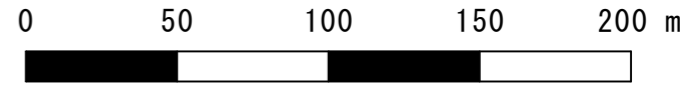
秋田都市計画公園の変更（秋田市決定）
 2・2・40号 牛島第4街区公園
変更計画図（9/12）



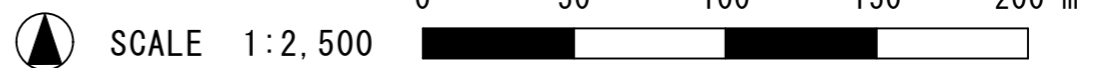
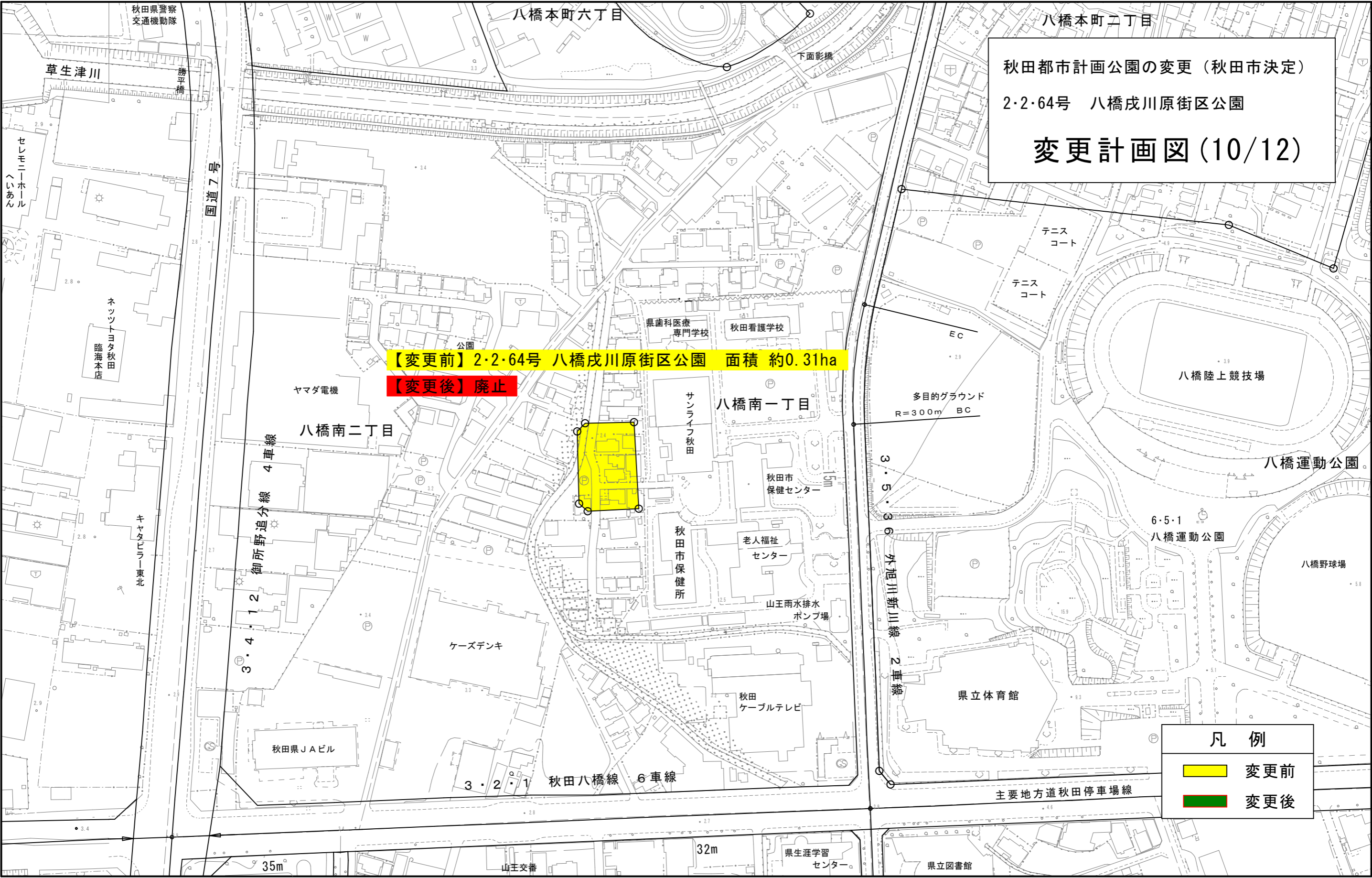
【変更前】2・2・40号 牛島第4街区公園 面積 約0.16ha
【変更後】廃止

凡 例
 ■ 変更前
 ■ 変更後

SCALE 1:2,500



秋田都市計画公園の変更（秋田市決定）
2・2・64号 八橋戌川原街区公園
変更計画図（10/12）





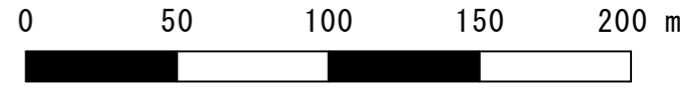
秋田都市計画公園の変更（秋田市決定）
 2・2・65号 下八橋街区公園
変更計画図（11/12）

【変更前】 2・2・65号 下八橋街区公園 面積 約0.21ha

【変更後】 廃止

凡例
 ■ 変更前
 ■ 変更後

SCALE 1:2,500





0 50 100 150 200 m

SCALE 1:2,500